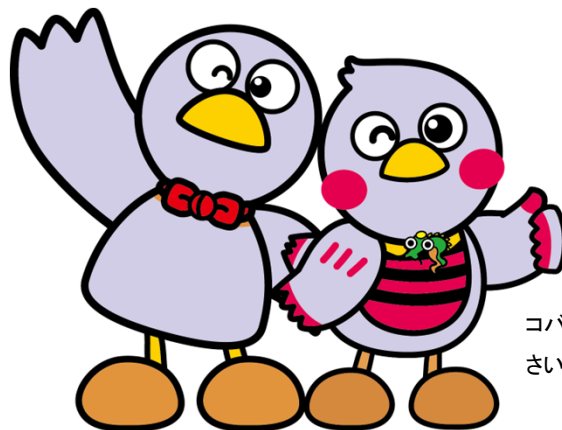


認定・指定NPO法人への



ステップアップ



コバトン
さいたまっち

Q1 認定・指定NPO法人制度とは？

◇ NPO法人への寄附を促すことにより法人の財政基盤を強化し活動を支援するため、一定の要件を満たしたNPO法人を、県が認定、又は条例により指定する制度です。

メリット

- ☆ 税制優遇措置により、寄附金を集めやすくなります。
- ☆ 社会的信用が増し他団体との連携や助成金を獲得しやすくなります。
- ☆ 認定・指定の準備を通じて法人の経理や組織運営を見直す契機となります。
- ☆ 役員やスタッフの法人運営に対する意識が高まります。

義務

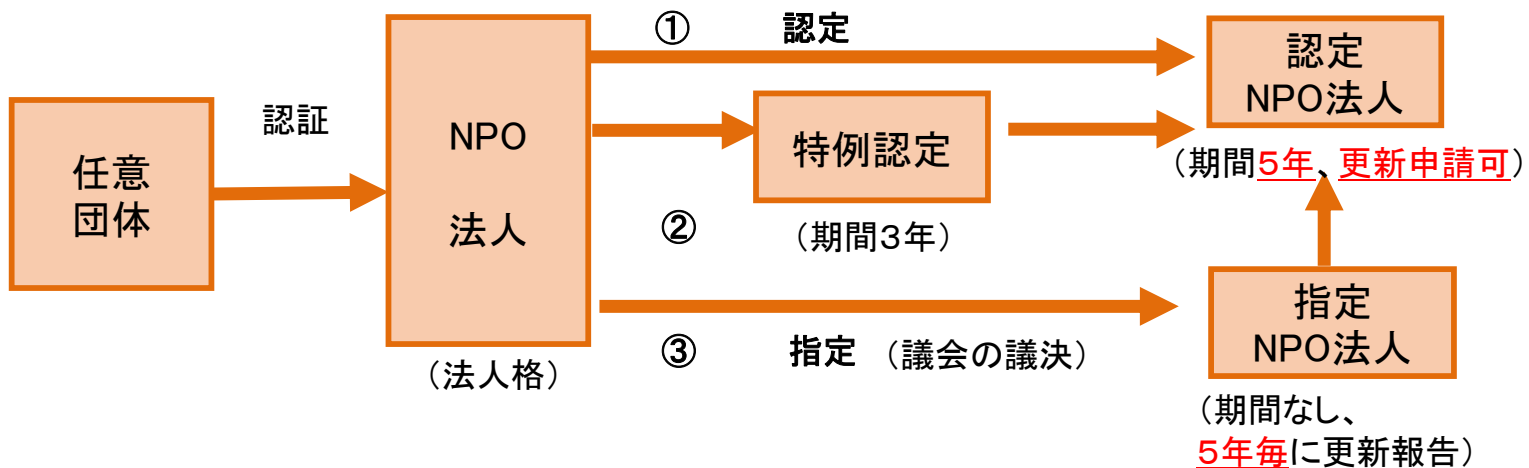
- ✓ 情報公開をより徹底する必要があります。
- ✓ 寄附金の管理に関する事務手続きが増えます。(寄附者名簿や領収書の管理等)
- ✓ 毎年度報告しなければならない書類が増えます。
- ✓ 5年ごとの更新のたびに認定基準をクリアしている必要があります。

お問い合わせ先

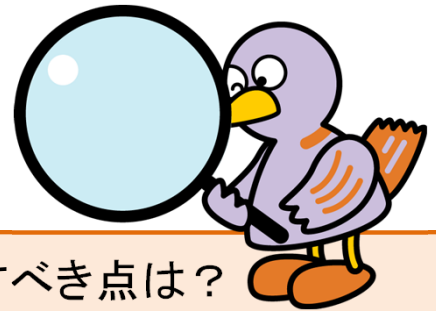
埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課 NPO認証担当
TEL 048-830-2823(直通)
メール a2835-01@pref.saitama.lg.jp

Q2

認定・指定NPO法人になるためのルートは？



- ◇ 特例認定NPO法人：**設立後5年以内**で、公益要件を除く要件をすべて満たし特例認定を受けた法人（特例認定の有効期間は**3年**で、**更新はありません**。）
- ◇ 要件の詳細については、次頁以降をご確認ください。



Q3

認定・特例認定・指定NPO申請にあたり注意すべき点は？

実績判定期間を確認する

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した事業年度の末日以前5年（又は2年）※内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間を指します。
※初回申請の場合：2年間、更新の場合：5年間となります。

例：事業年度が4/1～翌年3/31のNPO法人

申請日：令和8年7月1日

→初回申請の場合、実績判定期間は「令和6年4月1日～令和8年3月31日」、

更新申請の場合、実績判定期間は「令和3年4月1日～令和8年3月31日」となります。

必要書類を整備する

- 青色申告法人と同等の記帳処理（複式簿記）をしているか
- 各寄附について、寄附であることを証明できる書類（寄附金受領証明書、領収書、払込取扱票等）に**寄附者氏名・寄附者住所・寄附金額・受領年月日**の4点が記載されているか
- 各種規程（役員報酬規程・給与規程等）は整備されているか

Q4

認定・指定NPO法人になるための要件は？

- ◇ 以下の地域要件・公益要件・組織運営要件をすべて満たす必要があります。
(特例認定NPO法人は、公益要件以外の要件を満たす必要があります。)

	認定NPO法人	指定NPO法人
地域要件	<input type="checkbox"/> 埼玉県内に主たる事務所があること ※さいたま市 <small>のみ</small> に事務所があるNPO法人が認定を取得する場合の相談・申請窓口はさいたま市です。	<input type="checkbox"/> 埼玉県内に主たる事務所があること <input type="checkbox"/> 埼玉県内でNPO活動の実績があること
公益要件	パブリックサポート(PST)基準の <u>いずれか</u> を満たすこと。 <input type="checkbox"/> 【 相対値基準 】経常収入金額に占める寄附金の割合が 20%以上 <input type="checkbox"/> 【 絶対値基準 】年3,000円以上の寄附者の数が 年平均100人以上 <input type="checkbox"/> 【 条例個別指定基準 】埼玉県の条例個別指定制度により、指定NPO法人に定められたNPO法人 ※特例認定NPO法人は、公益要件を満たす必要はありません。	パブリックサポート(PST)基準の <u>いずれか</u> を満たすこと。 <input type="checkbox"/> 【 基準イ 】収入金額に占める寄附金の割合が 10%以上 で、かつ、自治体や国等の補助事業や委託事業を 年2件以上 実施 <input type="checkbox"/> 【 基準ロ 】年3,000円以上の寄附者の数が 年平均50人以上 で、かつ、寄附者数とボランティア実人数の合計が 年100人以上 ※ボランティア:無償(交通費等の実費の支給を受ける場合を含む。)で参加をし、平均4時間以上の役務を提供した個人又は法人を指します。

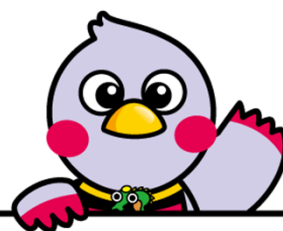
！ 寄附についての注意点！

※賛助会員や民間助成金も寄附金に算入できる場合があります。

※各寄附、賛助会費、民間助成金等について、**任意性があり、対価性(反対給付)がないこと**が必要です。

※各寄附、賛助会費、民間助成金等について、領収書等に**寄附者氏名・寄附者住所・寄附金額・受領年月日**が漏れなく記載されているかご確認ください。
(4点が確認できない場合、寄附金額に含められない可能性がございます)。

※相対値基準の場合、同一者からの寄附金のうち、**寄附金総額の10%を超える額**を寄附金額から除く必要がございます。



次頁に続きます

①共益的な活動の合計が**50%未満**であること。

※共益的な活動とは、以下のような活動を指します。

- 会員等に対する資産の譲渡等の活動
(例: 会員のみを対象にした物品販売、イベントやサービスの提供)
- 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動
(例: 会員のみが参加する会議や会報誌の発行)
- 特定の範囲のものだけに便益が及ぶ活動
- 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

②運営組織及び経理が適切であること。

- 役員総数のうち、役員とその3親等以内の親族及び特定の法人の役員や使用人及びその親族の占める割合が**1/3以下**
- 各社員の表決権が平等である
- 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている、又は青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
- 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理を行っていない

③事業活動の内容が適正であること。

- 宗教活動及び政治活動は行っていない
- 社員、役員、職員、寄附者若しくはその3親等以内の親族に対して特別の利益を与えていない
- 営利を目的とした事業を行う者や政治・宗教団体、特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていない
- 実績判定期間において、【特定非営利活動に係る事業費/総事業費】の割合が**80%以上**
- 実績判定期間において、【特定非営利活動の事業費に充てた額/受入寄附金総額】の割合が**70%以上**

④情報公開を適切に実施していること。

- 法で義務付けられている情報公開書類について閲覧の請求があった場合、閲覧に応じることができる

⑤事業報告書を**期限内**に所轄庁に提出していること。

- 実績判定期間の各事業年度において、**毎事業年度終了後3か月以内**に所轄庁に適切に提出している

⑥法令違反、不正の行為等がないこと。

- 法令や法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実はない
- 偽りや不正の行為によって利益を、又は得ようとした事実はない
- その他、公益に反する事実はない



組織運営要件

⑦設立の日から1年を超える期間が経過していること。

- 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過している
(原則)申請書を提出した日において、2事業年度を終了している

⑧欠格事由に該当していないこと。

- 役員の中に欠格事由に該当する者はいない
- 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過していない
- 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反していない
- 国税又は地方税の滞納処分の執行を受けていない又は当該滞納処分終了の日から3年以上が経過している
- 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されていない又は課された日から3年以上が経過している
- 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人ではない

※指定NPO法人の指定・取消には埼玉県議会での議決が必要です。
ご検討されている場合は、お早めに埼玉県共助社会づくり課まで
ご相談ください。



Q5

税制優遇措置の内容は？

	認定NPO法人	特例認定	指定
個人→NPOへ 寄附した場合	<p>最大50%の寄附金控除が受けられます (所得税40%、県民税4%、市町村民税6%)</p> <p>(寄附金額－2000円)×最大50%＝減税 (例)1万円寄附→4千円控除</p>		<p>最大10%の 寄附金控除 (県民税4%、 市町村民税 6%) ※1</p>
法人→NPOへ 寄附した場合	<p>損金算入限度額の枠が拡大されます (一般+特別損金算入限度額) 経費にできる寄附金の限度額が大きくなります</p>		適用なし
相続人→NPO へ寄附した場合	寄附をした相続財産は相続税の課税対象外となります	適用なし	適用なし
NPO自身の 税制優遇措置	法人税法上の収益事業を行った場合、「法人税の軽減措置」(みなし寄附金制度 ※2)を利用できます	適用なし	適用なし

※1 さいたま市にお住まいの方の住民税寄附金控除は、県民税2%、市民税8% (平成29年1月1日から)

※2 みなし寄附金制度: 収益事業から得た利益を、特定非営利活動に係る事業の非収益事業に使用した場合にこの分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金に算入できる制度
(控除上限額は所得の50%か200万のいずれか高い方)

Q6 認定・特例認定・指定NPO申請までの流れは？

- ◇ 審査の流れは概ね以下のとおりです。
申請書類の提出から、認定・指定までは概ね6か月の期間が必要です。



- ◇ 認定(特例認定)申請の提出を検討されている方は、まず「事前チェックシート」の作成をお願いします。
要件を満たす場合は、事前チェックシートを次のアドレスあてにご提出ください。
[事前チェックシート 送付先] a2835-01@pref.saitama.lg.jp

※申請書は、お持ち込み、郵送又は内閣府ウェブ報告システムのいずれかでご提出ください。

- ◇ 申請書類は以下のHPからダウンロードできます。申請書記載例も掲載しています。

埼玉県NPO情報ステーション「NPOコバトンびん」

https://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninteiseido/ninteiyoushiki/ninteiyoushiki.html

- ◇ 「認定NPO法人ガイドブック埼玉県版」では、認定NPO申請等の手続きの解説や、提出書類の様式及び関連法等を紹介しています。
- ◇ 認定から5年が経過したNPO法人を対象にアンケートやインタビューを実施しています。
認定を取得するためのヒントにぜひご覧ください。

申請書類
様式・記載例



認定NPO法人
ガイドブック



認定NPO法人
へのアンケート



認定NPO法人への
インタビュー



お問い合わせ先

埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課 NPO認証担当
TEL 048-830-2823(直通)
メール a2835-01@pref.saitama.lg.jp